

# 独立行政法人水資源機構 平成20事業年度年度計画（第2回変更）

## （序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣から指示を受けた平成20年4月1日から平成25年3月31日までの期間における独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するための計画に基づいた平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間における業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を以下のとおり定める。

## 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 的確な施設の管理と運用

安全で良質な水を安定して供給するため、別表1「施設管理」に掲げる51施設については、施設管理規程に基づいた的確な施設管理等を実施する。

#### 安定的な用水の供給

- 1) 安定的な用水の供給を図るため、気象・水象等の情報及び利水者等（水道事業者等）の申し込み水量を把握したうえで、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者の必要水量を供給する。
- 2) 気候変動に伴う異常渇水の発生を想定し、それに備えるため体制の整備を図る。また、異常渇水が発生した場合には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図るとともに節水の啓発や効率的な水運用などを行い、国民生活への影響の軽減に努める。

効率的な水運用にあたっては、関連する施設の総合運用や無効放流量の減少などのきめ細かな管理に努める。

- 3) 利水及び治水機能を有するダム等において、毎日、水管理に関する情報（流入量、放流量、水位等）をホームページを通じて発信する。  
平成20年度については、平成19年度までに開始した20ダムに加え6ダム等において発信を開始する。

#### 良質な用水の供給

- 1) 良質な用水の供給を図るため、全施設において、定期水質調査等により日常的に水質情報を把握し、計画的かつ継続的に水質保全に取り組んでいく。また、気候変動による水質への影響の可能性も考慮しつつ、水質管理計画を作成し、富栄養化現象、濁水長期化等の水質異常への対策に取り組むとともに、これらの水質異常が見られた場合には、利水者や関係機関に情報を提供し、連携・調整を図る。

平成20年度には、全ダムにおいて貯水池等水質管理計画を作成・実施し、調整池等における計画作成に向けて水質管理の取組方法等の検討を行う。

また、水質対策の重要度、優先度が高い施設について、具体的な対策内容を検討し、順次実施していく。

- 2) 水質保全対策設備の運用技術を向上させることにより、一層の効率的・効果的な運用を行う。このため、各施設の運用技術に関する情報交換や運用方法のマニュアル化を進める。

- 3) 貯水池等の水質について、上流集水域からの流入負荷軽減による改善に向け、土地利用状況や汚濁負荷排出源の調査等、流入負荷の把握に着手する。
- 4) 流域における水質事故等の発生時においては、河川管理者、利水者、関係機関等へのメールの一斉送信や電話連絡により迅速な連絡・調整を図り情報共有に努める。また、オイルフェンスやオイルマット設置等による拡散防止策を行うとともに、必要に応じ取水（送水）方法の変更や取水停止など適確な施設操作を行う。
- 5) 平成19年における水質調査結果等を取りまとめた「水質年報」を作成し、公表する。

### **洪水被害の防止又は軽減**

- 1) 洪水被害の防止、軽減を図るため、治水機能を有するダム等では、施設管理規程に基づき的確な洪水調節等の操作を行う。
- 2) 異常洪水時における一層の洪水被害の防止、軽減を図るため事前放流の実施要領を作成するなど様々な操作方法を検討するとともに関係者との調整を進め、体制が整ったところから操作を実施していく。
- 3) 洪水の発生に際しては、施設周辺の自治体及び関係機関に、防災、事前避難等の判断に資する情報の提供を行う。

この一環として、ダムの放流警報施設を流域住民への警戒避難に関する情報伝達手段として活用することについて、関係市町村へ働きかける。

### **施設機能の維持保全等**

- 1) ライフサイクルコストの縮減と確実な施設機能の維持を図るために、予防保全の観点等から施設の点検等を充実し、それに基づく計画的な補修、改築（更新事業を含む。）に向けた検討を行う等、ストックマネジメントの適切な実施を図る。  
このため、ダム・水路等施設においては、補修履歴等の整理・蓄積、点検・診断、補修・改築計画の策定に着手する。また、電気通信設備では、より適切な運用管理のためのデータ収集に着手する。なお、機械設備においては、更新周期の見直し等、これまでの解析・検討結果に基づく設備の長寿命化の試行を行う。
- 2) ダム・水路等施設及びこれらを構成する設備、装置等について常に良好な状態に保つため、必要な計測・点検及び維持修繕を実施する。また、一般の人が利用する全施設を対象として安全性の点検を毎月実施する。  
さらに、施設利用者の視点で危険箇所の有無を確認するため、必要に応じて地域住民等と合同で安全点検を実施し、より安全な施設の維持に努める。
- 3) 監視システム等の導入による一層の機械化・電子化を図り効率的な施設管理を推進する。平成20年度においては監視システム等の導入による省力化の検討を2ダムで実施する。
- 4) 管理所施設等の耐震化計画を策定し、適切に対策を講じることにより耐震性能を高めた施設等の割合を、75%（平成20年4月現在）から79%（2施設追加）に高める。
- 5) 災害等の発生に伴い被害が発生した場合には、関係機関との必要な手続きを行い、従来の機能等を早期に回復できるよう迅速に災害復旧工事を行うとともに、これに附帯する事業についても的確な実施を図る。
- 6) 施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。また、水資源の利用の合理化に資するため、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第2号八に規定する施設の管理を

受託した場合には、的確な管理を行う。

## (2) リスクへの的確な対応

リスク管理体制の整備を図るとともに、異常湧水、大規模地震等に備えた対策を強化する。

### リスク管理体制の整備

各業務に係るリスクの洗い出しと類型化に着手するとともに、リスク管理委員会(仮称)を設置し、リスク管理体制の整備を図る。

### 異常湧水、大規模地震等に備えた対策の強化

- 1) ダム・水路等施設等の耐震性能の向上を図り、安全性に係る信頼を高めるために、大規模地震に対する耐震性能照査を2施設、耐震補強等を2施設で実施する。
- 2) 異常湧水、大規模地震時等における水輸送用バッグ及び移動式海水淡水化装置の活用も含め、代替水源の確保や送水・配水方法の検討を水系毎に実施するなど、危機管理対策を強化する。

### 大規模災害等への対応と日常の訓練

- 1) 大規模地震等が発生した場合などにおいても、業務を遂行するため業務継続計画(BCP)を作成し、緊急事態に備える。
- 2) 大規模かつ広域的な、地震、風水害、水質事故及び第三者による事故等により危機的状況が発生した場合には、防災業務計画等に基づき、迅速な情報収集及び伝達を図るとともに、施設の安全の確保と水の安定供給への対応に努める。
- 3) 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との密接な連携及び施設の安全確認等の国民保護措置等を的確かつ迅速に実施する。
- 4) これらの状況を想定した一斉訓練を、国等と連携し年2回以上実施するとともに、非常時参集訓練、設備操作訓練、予告なしの訓練等の個別訓練を実施することにより、発災時の被害の軽減に努める。

平成20年度においては本社・支社局及び全事務所を対象に災害及び危機的状況を想定した訓練を9月1日に実施する。

## (3) 計画的で的確な施設の整備

ダム・水路等の新築・改築事業については、適切な事業評価の結果に基づき、計画的で的確な事業の実施を図るとともに、第三者の意見を求めるなど、一層の事業費・工程監理の充実を図る。

事業執行にあたっては、適切かつ厳格な事業評価の結果に基づき計画的で的確な事業実施を図るとともに、必要に応じて学識経験者や専門家等の第三者から構成される委員会を設置し、その審議を経ながら進める。

また、事業に直接関わる住民及び下流受益地の理解と協力を得て、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)に基づく水源地域整備計画及び水源地域対策基金と相まって水源地域の振興や関係者の生活再建対策を実施する。

なお、建設に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。

## 新築事業

- 1) 別表2「ダム等事業」及び別表3「用水路等事業」に掲げる7施設の新築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的で的確な事業執行を図る。  
木曽川水系連絡導水路においては、事業実施計画を作成し、思川開発、福岡導水においては、事業実施計画の変更を行う。思川開発、川上ダム、丹生ダム、大山ダムにおいて、事業の評価を実施する。
- 2) 既設ダムの堆砂対策のための代替容量確保を図るなど、施設の長寿命化に取り組む。平成20年度においては川上ダムにおいて既設ダムの堆砂対策のための代替容量確保を含めた計画の具体化を図る。

## 改築事業

- 1) 別表2「ダム等事業」及び別表3「用水路等事業」に掲げる6施設の改築事業については、計画的で的確な施設改築を実施する。  
このため、武蔵水路改築においては、事業の評価を実施するとともに、事業実施計画を作成する。また、印旛沼開発施設緊急改築および香川用水施設緊急改築を完了し、管理に移行する。
- 2) 別表1「施設管理」に掲げる施設については、ライフサイクルコスト縮減の観点、水路からの漏水防止及び大規模地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点からストックマネジメントに基づく計画的な施設改築を図る。

## 特定事業先行調整費制度の活用

特定事業先行調整費制度を活用して平成17年度、平成18年度に徳山ダム建設事業に支弁した資金のうち5,390百万円を回収する。

## (4) 環境の保全

水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、「環境に関する行動指針 - 環境対応の基本的考え方編 - 」に基づき、環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。

また、温室効果ガスの排出削減、景観に配慮した施設整備などに取り組む。

### 自然環境の保全

- 1) 新築及び改築事業においては、動植物、生態系、水質及び景観等自然環境の保全を図るため、自然環境調査及び環境影響予測を実施し、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を6事業で実施し、その効果を検証する。なお、これらの取組にあたっては、必要に応じて外部専門家等の指導・助言を得て実施する。  
特に、面的な地形改変を伴うダム工事の実施にあたっては、環境巡視などにより現況を把握し、必要に応じて改善対策等を講じるほか、3事業において、環境保全協議会の設置や工事ごとに環境保全管理担当者の配置を行い、工事関係者と一体となって環境保全に取り組む。
- 2) 管理業務においては、施設管理が施設周辺の自然環境に与える影響の把握が必要な場合などには、自然環境調査を実施するとともに、その結果に応じて必要な環境保全対策を実施する。  
平成20年度においては環境保全対策として、ダム下流河川への堆砂土砂還元を8施設で、フラッシュ放流等の取組を8施設で積極的に推進するほか、浚渫土砂を活用した湖浜の復元を引き続き霞ヶ浦で試行する。

### 温室効果ガスの排出削減

管理用の小水力発電、太陽光発電などのクリーンエネルギーの活用について新たに2カ所で着手するとともに、電力使用量の削減やエコドライブの実施をはじめ徹底した省エネルギー対策に取り組むなど、機構の地球温暖化対策実行計画に基づいて温室効果ガスの排出削減を推進する。

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図る。

### 景観に配慮した施設整備

良質な空間の形成が地域の価値を高めるとの観点から、景観についての点検に着手するとともに新築・改築・修繕において景観に配慮した施設整備に取り組む。

また、法面、護岸、フェンス等を対象として、良好な景観を形成するための工夫を検討し、各事務所で実践的に活用できるように、検討結果をとりまとめた手引書を作成する。

### 建設副産物等の有効利用等

循環型社会の形成に取り組むため、次のとおり建設副産物の再資源化率、再資源化・縮減率及び有効利用率の目標値を定め、建設工事により発生する建設副産物について、発生を抑制するとともに、その有効利用を行う。

建設副産物	目標値
アスファルト・コンクリート塊〔再資源化率〕	99%
コンクリート塊〔再資源化率〕	99%
建設発生木材〔再資源化率〕	75%
建設発生木材〔再資源化・縮減率〕	95%
建設汚泥〔再資源化・縮減率〕	75%
建設混合廃棄物〔排出量〕	平成12年度に対し50%削減
建設廃棄物全体〔再資源化・縮減率〕	91%
建設発生土〔有効利用率〕	95%

また、貯水池等の流木の有効利用については、流木が流入する全ダムや堰において取り組むとともに、施設周辺の刈草等についても処理方法の検討を行い17施設において有効利用を図る。

### 環境物品等の調達

環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき行うこととし、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成19年2月2日閣議決定）」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を100%調達する。ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。

### 環境保全意識の向上

職員の環境に対する意識と知識の向上を図るため、本社・支社局及び全事務所にお

いて環境学習会を開催する。また、実施後に参加者へのアンケート等を行うことにより所期の目的達成状況等を把握し内容の充実を図る。

さらに、環境に関する専門的知識を修得させるため、平成20年度中延べ40名以上の職員に、外部の機関又は機構自らが実施する専門研修を受講させるとともに、環境に関する意識等を高めるため、平成20年度中延べ180名以上の職員を対象に、環境カリキュラムのある研修を受講させる。

### **環境マネジメントシステムの運用**

環境保全の取組を着実に推進していくために、ISO 14001に基づく環境マネジメントシステムを運用する事業所数の拡大に向けた取組を行う。

### **環境情報の発信**

平成19年度における環境保全の取組等を取りまとめた「環境報告書2008」を作成し、公表する。

## **(5) 技術力の維持・向上と技術支援**

技術力を維持・継承し、さらに向上させるとともに、蓄積した技術力の広範な提供を通じて、社会貢献を果たしていくため、次の取組を実施する。

### **新技術への取組**

- 1) 施設の効率的な管理、水質改善、耐震性向上、施設の長寿命化、地球温暖化対策、コスト縮減などの技術の研究・開発を目的とした「技術5ヵ年計画」を作成する。また同計画に基づき技術開発を推進する。
- 2) 機構内において「技術研究発表会」を実施し、技術の共有、向上に努める。
- 3) 技術開発を通じた発明・発見に当たる事案については、積極的に特許等を取得する。

### **蓄積された技術の整備・活用**

- 1) 水路工設計指針等3指針について、作成・更新のための検討を行うとともに、機構が有する知識・経験や技術の集約、文書化等に取り組み、その活用を図る。
- 2) 予防保全の観点からの施設の点検等と、それに基づく計画的な補修、改築（更新事業を含む。）などの施設のストックマネジメントに係る既設技術の集約・文書化等に着手するとともに、その更なる開発・向上を図る。

### **技術支援及び技術情報の公開**

- 1) 調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構が有する知識・経験や技術等を積極的に活用し、適切な実施を図る。
- 2) 国・地方自治体等から積算、施工監理等の発注者業務等について要請があった場合には、総合技術センターを中核として機構が培った技術力を活用し、適切に支援を行う。
- 3) 技術力の提供、積極的な情報発信を行うため、「技術研究発表会」における優秀な論文をはじめ、技術に関する論文等を50題以上、国内外の学会、専門誌等に発表する。
- 4) 関係機関を対象とする研修の開催等を3施設において取り組むなど、機構が有する技術情報の公開を進める。

## 国際協力の推進

- 1) 国内外の水に関連する各機関との連携も図り、開発途上国等の水資源開発や管理を行う機関に対して、機構の蓄積した技術情報、知識等の提供・共有を図る。  
このため、NARBO（アジア河川流域機関ネットワーク）事務局本部として、引き続きホームページの更新、データベースの充実、定期的なニュースレターの発行等を行うとともに、JICA等からの委託に基づき、統合的水資源管理等に関する研修等を実施する。
- 2) アジア各国の河川流域において統合的水資源管理を確立するため、NARBO（アジア河川流域機関ネットワーク）をとおして河川流域機関を設立するための助言、技術者の養成に係る協力を行うこととし、平成20年度においては統合的水資源管理の普及及び河川流域管理機関の能力強化を目的とした「統合的水資源管理と河川流域機関強化研修」を開催する。
- 3) 国際業務に係る人材の育成と海外の機関との関係構築に取り組む。  
このため、アジア開発銀行研究所（ADB I）に職員を引き続き派遣し、アジア各国における水資源に関する課題・法制度等調査研究を行うとともに、メコン河委員会にも職員を派遣し、アジアモンスーン地域における各国の水に関する現状や課題等の詳細な把握に努める。また、ユネスコと共同で、河川流域管理に係るガイドラインの作成を行う。

## 気候変動への対応と水資源の有効利用等

- 1) 地球温暖化に伴う降雪量の減少、融雪時期の早期化等が水利用や国民生活に与える影響を分析するため、国等と連携し指定水系について降水量等の将来予測を行う。また、これらに対応する新たな水管理のあり方を検討するとともに降水量や流量の予測技術の向上に努める。
- 2) 管理用の小水力発電や太陽光発電などのクリーンエネルギーの活用を更に推進するための検討を行う。
- 3) 既施設の効用をより一層発揮するため、関係機関の検討も踏まえ、治水・利水容量の振替等のダム群再編事業等の技術的な検討を行う。
- 4) ライフサイクルコストの縮減と確実な施設機能の維持を図るために、貯水池堆砂対策など施設の長寿命化施策等を検討する。
- 5) 限りある水資源の一層の効率的な利用を図るため、利水者・同一水系内の他の施設管理者の理解を得て、水資源開発水系における水資源の利用の合理化の観点から、機構が管理する施設とこれに関連する施設との一体的な管理のあり方を検討する。
- 6) 良質な用水の供給を行うため、関係機関と連携し、取排水の再編等、水系全体の水質改善のための様々な施策の検討に参画する。

## (6) 関係機関との連携

業務運営に関する適切な情報提供等を行うこと等により、関係機関と積極的な連携を図り、適切な役割分担の元に効率的な業務を推進するため、本社・支社局の利水者対応窓口機能の充実を図るほか、次に掲げる事項を実施する。

- 1) 事業実施計画又は施設管理規程の策定又は変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合にあっては、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。

平成20年度においては、印旛沼開発施設緊急改築及び香川用水施設緊急改築にお

いて施設管理規程の変更を行い、平成21年度に円滑な管理移行を行う。

- 2) 事業費・工期等を適切に管理する必要がある建設事業において、関係都府県、利水者等と事業費管理検討会等を開催し、業務内容や負担金の算出根拠等の説明及び利水者の要望等の把握を行う。なお、同検討会を未設置の事業においては設置に向けた取組等を進めることにより、計画的で的確な事業執行を図る。
- 3) 管理業務においては、毎年、関係機関、利水者等への説明会を開催し、予算、施設管理規程に基づく施設操作、連絡、手続等に関する情報提供を行うとともに、業務運営に関する要望事項等の把握を行う。また、計画的な補修・改築を視野に入れ、水需要動向等の地域状況について把握に努めつつ、施設状況について関係者に理解を得る。
- 4) 用途間転用等、水資源利用の合理化にあたっては、積極的に関係機関との調整を図る。

## (7) 水源地域等との連携

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域代表者との意見交換等により地域のニーズを把握した上で、自治体、住民等と協働し水源地域対策等に取り組む。

- 1) 水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、すべての管理所及び建設工事を行っているダムの事務所において、施設を核とした上下流交流を実施する。  
また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、積極的に施設周辺地域との対話と情報の共有に努めるとともに、本社・支社局と連携を図り、全事務所において、施設周辺地域との交流の機会を設け又は参加する。
- 2) 貯水池保全のための森林保全の方法を検討する。
- 3) 水源地域の活性化のため、地域資源である湖面・湖岸の利活用を検討し実施する。

## (8) 広報・広聴活動の充実

機構の果たしている役割・業務について、利水者をはじめ広く国民の理解を得るため、必要な情報を的確に発信し広報活動の質の向上に取り組むとともに、国民の意見募集など広聴活動を行う。

### 機構が提供する情報の充実

利水者をはじめ広く国民への的確な情報の発信に資するため、広く受信者や有識者の意見等を聞いたうえで、ホームページ、広報誌等による情報の内容充実と提供方法の改善に努める。

なお、ホームページにおいては、発信する情報について高齢者・障害者が利用しやすくするため、提供方法のガイドラインを作成する。

### 緊急時における迅速かつ的確な広報の実施

地震、風水害等の緊急時において、利水者、地域住民等の不安を払拭するため、関係機関との調整を図りつつ、利水者、地域住民等に必要な情報を迅速かつ的確に伝達する。

このため、緊急時において利水者・地域住民等に提供すべき情報の内容及び発信体制について検討を行う。

### 水の週間等、各種行事への取組

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について利水者をはじめ広く



国民の関心を高めるとともに、理解を深めるため、8月に実施する「水の日」及び「水の週間」をはじめとする各種行事に関し、関係機関との共同開催を含め、本社・支社局及び全事務所において地域交流を実施する。

#### (9) 内部統制の強化と説明責任の向上

業務運営の適正化を図るため内部統制を抜本的に強化し、リスク管理体制の整備の他、以下の措置等を講ずることにより信頼の回復を図る。

##### コンプライアンス等の強化

- 1) 機構の基本理念として独立行政法人水資源機構倫理行動指針（仮称）を年度当初に策定し、コンプライアンスの徹底を内外に表明する。
- 2) 倫理委員会において、内部統制の取組状況に関する審議及び倫理に反する事案についての審議を実施する。
- 3) 本社・支社局及び全事務所において、コンプライアンス推進責任者を選任するとともに、本社に特命審議役を設置し、法務担当部門を強化することにより推進体制を支援する。  
また、コンプライアンス等に関する説明会等を全事務所において開催する。
- 4) 機構職員のみならず第三者からの通報を可能とするコンプライアンス専門窓口を設置することにより、推進体制を強化する。
- 5) 倫理行動指針等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、主務省の独立行政法人評価委員会へ報告し評価を受ける。

##### 監事機能の強化

監事の機能については、内部統制の取組状況について監査するとともに、監事が必要と認める場合の弁護士、公認会計士との連携、監事の求めに応じた補助使用人の設置など、その機能の強化を図る。

##### 入札契約制度の競争性・透明性の確保

- 1) 入札契約制度における競争性・透明性の強化のため、一般競争入札等の対象範囲の拡大及び随意契約の見直しを図る。なお、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。  
また、入札・契約の適正な実施について、監査及び会計監査人による監査により徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される委員会により監視を行う。
- 2) 入札契約の結果及び随意契約見直し計画に基づく見直し状況等をホームページ等を通じて公表する。

##### 談合防止対策の推進

談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の、既に実施したペナルティ強化に併せて、全職員及び退職予定者に対し、談合防止、退職後の法令遵守に係る説明会を開催するとともに、既退職者については、希望者に対し、法令遵守意識の啓発のための説明会を開催するなど、法令遵守の徹底を図る。

##### 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

関連法人との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構から

関連法人への再就職の状況及び関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体として公表する。

### **財務内容の公開**

#### 1) 国民への財務内容の公開

財務内容の透明性の確保を図るため、引き続き財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。また、国民へのサービス向上を図るため、事業種別等で整理したセグメント情報についても積極的に公表する。

#### 2) 機関投資家への財務内容の公開

市場を通じ業務運営の効率化へのインセンティブを高める等の観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び平成19年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともに、ホームページに掲載するなど、引き続き業務運営の透明性を確保する。

## **2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置**

業務運営の効率化を図るため、機動的な組織運営及び効率的な業務運営に努めるとともに、IT（情報技術）を活用した業務改善を推進することにより事務的経費の節減を実施する。

また、利水者や地域の方々との信頼関係を一層発展させるとともに、職員の意識改革を図るため、利水者との意見交換、流域に関する勉強会の実施、広報の充実等を柱とした「アクションプログラム」を本社・支社局及び全事務所で実施する。

### **(1) 機動的な組織運営**

重点的かつ効率的な組織整備を行うことにより、機動的な組織運営を行う。

また、人事制度の運用、人材育成プログラムの推進により、職員の資質をさらに高めていくものとする。

#### **機動的な組織運営**

- 1) 機構の業務、マネジメントに関する国民の意見の募集方法を検討する。
- 2) 国民及び利水者の要望、意見をアンケート調査や直接対話等により的確に把握するとともに、説明責任を徹底するなど、利水者等へのサービスの一層の向上を図る。なお、アンケート等で得られた意見等については、フォローアップを行い業務に反映する。さらに、主要業務ごとの利水者満足度に係る指標の検討を行う。
- 3) 本社・支社局においては、組織の長と利水者、関係機関等の長との直接対話を行うなど、利水者等への対応の充実を図り、サービスの一層の向上に努める。
- 4) 平成20年度においては効率的な業務遂行のため、繁忙期、緊急時において機動的な業務遂行が可能となる体制を整備する。このため、総合技術推進室を総合技術センターに改組するとともに、その中に筑後川グループを設置する。
- 5) 複数の組織に横断的に関係する課題や、高度な技術力を要する課題等に対しては、プロジェクトチーム等の活用を図る。

#### **人事制度の運用**

職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度を引き続き運用するとともに、改善点等の検討を行い、その適切な運用を図る。

平成20年度においては、平成19年度の評価結果を給与に反映させるとともに、それ

に基づいた適切な人員配置等を行う。

### **職員の資質向上**

- 1) 職員がその能力を発揮できるよう、等級別に習得すべき能力、知識等を明確にし、OJT（On the Job Training：職場での実務を通じて行う職員の教育訓練）、任用、研修、自己研鑽等や機動的な業務執行等を通じた職員の育成のための人材育成プログラムを充実させる。また、今後の機構業務を執行していく上で必要とする専門分野を職員に示し、複数の専門分野に秀でた人材の育成に向けて取り組む。
- 2) 職員自らが積極的に自己研鑽しやすい環境を作ることにより、機構業務に関連する公的資格の取得を促進する。  
平成20年度においては社内LANによる通信講座等の各種情報の提供や社内研修等を通じて職員への啓発などを実施する。  
また、職員の水道事業体への派遣や水道施設管理技士等の資格取得への取組を引き続き実施する等、更なる関連技術の習得を図る。
- 3) ダム及び水路の建設・管理に係る技術力の更なる向上のための人員配置を行うなど、計画的な人材育成を行う。

## **(2) 効率的な業務運営**

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の一元化の推進及び外部委託を引き続き実施することにより、効率的かつ経済的な業務の推進に努める。

### **情報化・電子化による業務改善**

IT（情報技術）を有効利用し、更なる業務の効率化を図ることが可能な環境を確保するため、人事総合システム、経理システム、知識活用のためのシステム等の的確な運用に努め、必要に応じてシステムの見直し、改良等を行う。

また、ネットワークを利用した情報の共有化を推進することとし、情報提供システムや電子掲示板の情報提供充実を図るとともに、契約額500万円以上の全工事を対象として、引き続き電子納品を行う。

### **組織間の役割分担の見直しと業務の一元化**

既存施設に係る事務所等について、業務、距離等を勘案しつつ、事務所の統合を行うこととし、平成20年度においては、利根導水総合管理所と武蔵水路改築調査所を統合するなど、組織の効率化を図る。

### **外部委託の活用**

単純、定型的な業務については、外部委託を100%とする他、合理的かつ効率的な業務執行を図るため、一層の機械化・電子化を推進するとともに、機構職員にしかできない業務内容を精査する。

### **継続雇用制度の活用**

豊富な経験と知見を持つ人材の活用により業務運営を効率化するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、平成19年4月に運用を開始した継続雇用制度を活用する。

## **(3) 事務的経費の節減**

効率的な業務運営を図ることなどにより、平成20年度の事務的経費（人件費及び公

租公課を除く。)について、平成19年度に比較して、3%節減する。

#### (4) 総人件費改革に伴う人件費の削減

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成20年度においては、平成17年度と比較して概ね3%（退職手当等を除く。）の人件費を削減する。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、必要な給与体系の見直しを進めるとともに、機構の給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に取り組み、検証結果及び取組状況について公表を行う。

#### (5) コスト構造改善の推進

平成24年度において平成19年度と比較して15%のコスト構造の改善を達成するよう、機構のコスト構造に関するプログラムの見直しを行い、平成20年度においては8%のコスト構造の改善を達成する。

また、建設事業・管理業務とともに、コスト縮減に資する観点から水資源開発施設に係る事業実施主体間でのコスト比較の方法について調査・検討を行う。

さらに、コスト構造の改善の取組・効果について、ホームページなど国民に分かりやすい形で公表する

#### (6) 事業費の縮減

事業費については、単価の見直しや業務執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、平成20年度においては新築・改築事業費を除き、平成19年度に比較して、2%縮減する。

また、新築・改築事業においては、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図る。

#### (7) 適切な資産管理

適正な資産管理に取り組むとともに、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ保有資産の見直しを行う。

##### 事業資産の管理

固定資産管理システムの導入により事務合理化を一層推進するとともに、より適正な資産管理に取り組む。

##### 保有資産の見直し

- 1) 本社宿舎について、既存宿舎用地等の処分及び新宿舎の建設にかかる計画を策定し、その実行に着手する。
- 2) 本社以外の宿舎については、未利用及び将来未利用となる宿舎の処分について、必要な手続を進める。
- 3) 氷川分室について処分手続を完了する。その他の事務所の会議所について個別に見直しを行い、4カ所について処分に向けた諸手続等に関する関係者調整を進める。

### 3 予算（人件費の見積りを含む）収支計画及び資金計画

「1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項及び事業量等に基づいて予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。

**(1) 予算（人件費の見積りを含む） 「別表4」**

[人件費の見積り]

平成20年度においては総額13,958百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

**(2) 収支計画 「別表5」**

**(3) 資金計画 「別表6」**

**4 短期借入金の限度額**

一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、300億円とする。

**5 重要な財産の処分等に関する計画**

戸倉ダム建設事業（平成18年11月10日事業実施計画廃止）において取得し所有している財産について、地元の意向に配慮しつつ適切に処理するよう検討し、調整を進める。

また、保有資産の見直しを行い、宿舍及び会議所の処分に向けた諸手続等に関する関係者調整を進める。

**6 剰余金の使途**

剰余金の使途については、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。

**7 その他業務運営に関する重要事項**

**(1) 施設・設備に関する計画**

平成20年度における主な本社・支社局等に係る宿舍、研修施設、実験設備等に係る整備・更新及び改修は、保有資産の見直しによる既設宿舍用地等の処分も踏まえつつ、次のとおり実施する。

「別表7」

**(2) 人事に関する計画**

1) 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、計画的に要員配置の見直しを行う。また、地域の情報に長け、地域に密着した人材を活用するため、引き続き地域勤務型制度の定着及び推進を図るとともに、制度の改善についての検討を行う。

2) 最盛期を迎える事業にあっては、重点的な人員配置を行う。

また、経営企画・環境・広報等の多角的な対応が求められる業務については、機動的な組織運営を確保するため、引き続き、事務系職員と技術系職員が一体となって業務の推進が図れる人事配置とする。

**(3) 積立金の使途**

積立金の使途については、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る利水者等の負担軽減を図るため、施設の耐震性の向上やコスト縮減に資する技術力の維持・向上のための調査・技術開発及び施設の長寿命化のための調査・技術開発並びに地球温暖化対策に資する施設整備等とする。

**(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項**

**利水者負担金に関する事項**

- 1) 前払い方式の活用を最大限図ることとし、これを希望する利水者の要請には基本的に応じる。さらに、前払い方式と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の適切な判断に資する。
- 2) より柔軟に金利の変動に対応するための利水者の負担金の支払方法について検討を行う。
- 3) 利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、機構の財政運営を勘案して適切に対処する。

**中期目標期間を超える債務負担**

当該事業年度には、次期中期目標期間にわたって契約を行う事項等は次のとおりである。

(単位：百万円)

事 項	限 度 額	年 限	備 考
用水路等事業	1,600	6事業年度内	

別表1「施設管理」

施設名	主務大臣	目的					施設名	主務大臣	目的				
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水			洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水
矢木沢ダム	国土交通大臣						徳山ダム	国土交通大臣					
奈良俣ダム	国土交通大臣						三重用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣					
下久保ダム	国土交通大臣						琵琶湖開発	国土交通大臣					
草木ダム	国土交通大臣						高山ダム	国土交通大臣					
群馬用水	厚生労働大臣 農林水産大臣						青蓮寺ダム	国土交通大臣					
利根大堰等	農林水産大臣 国土交通大臣						室生ダム	国土交通大臣					
秋ヶ瀬取水堰等	厚生労働大臣 経済産業大臣						初瀬水路	厚生労働大臣					
埼玉合口二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣						布目ダム	国土交通大臣					
印旛沼開発	農林水産大臣 経済産業大臣						比奈知ダム	国土交通大臣					
北総東部用水	農林水産大臣						一庫ダム	国土交通大臣					
成田用水	農林水産大臣						日吉ダム	国土交通大臣					
東総用水	厚生労働大臣 農林水産大臣						正蓮寺川利水	厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣					
利根川河口堰	国土交通大臣						淀川大堰	国土交通大臣					
霞ヶ浦開発	国土交通大臣						池田ダム	国土交通大臣					
霞ヶ浦用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						早明浦ダム	国土交通大臣					
浦山ダム	国土交通大臣						新宮ダム	国土交通大臣					
滝沢ダム	国土交通大臣						高知分水	厚生労働大臣 経済産業大臣					
房総導水路	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						富郷ダム	国土交通大臣					
豊川用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						旧吉野川河口堰等	国土交通大臣					
愛知用水	農林水産大臣						香川用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣					
岩屋ダム	国土交通大臣						両筑平野用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣					
木曾川用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						寺内ダム	国土交通大臣					
長良導水	厚生労働大臣						筑後大堰	国土交通大臣					
阿木川ダム	国土交通大臣						筑後川下流用水	農林水産大臣					
長良川河口堰	国土交通大臣						福岡導水	厚生労働大臣					
味噌川ダム	国土交通大臣												

注1) 期首の施設一覧を示す。

注2) 表中の特記事項

利根大堰等及び秋ヶ瀬取水堰等は、目的に浄化用水の取水・導水を含む。

注3) 矢木沢ダム、奈良俣ダム、下久保ダム、草木ダム、浦山ダム、滝沢ダム、岩屋ダム、味噌川ダム、徳山ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム、池田ダム、早明浦ダム、新宮ダム、高知分水、富郷ダム及び両筑平野用水では、発電等に係る業務を受託している。

## 別表2「ダム等事業」

### 1. ダム等事業の進捗計画

#### 1) 中期目標期間中に事業の完了・効果発現を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					進捗計画
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
大山ダム建設	国土交通大臣						平成24年度事業完了に向けダム本体建設工事等の進捗を図る。

#### 2) 事業の進捗を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					進捗計画
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
思川開発	国土交通大臣						事業実施計画変更の認可を受けるとともに、仮排水路トンネル工事に着手する。
武蔵水路改築	国土交通大臣						事業実施計画の認可を受けるとともに、工事着手に向けた実施設計を進める。
木曾川水系連絡導水路	国土交通大臣						事業の承継を受けた後、速やかに事業実施計画の認可を受ける。
川上ダム建設	国土交通大臣						長寿命化容量を含む事業計画を確定させる。
丹生ダム建設	国土交通大臣						ダムタイプを総合的に評価するための調査・検討を実施する。
小石原川ダム建設	国土交通大臣						事業用地の取得を進めるとともに、道路工事の進捗を図る。

このほか、徳山ダム建設事業は平成23年度までに特定事業先行調整費制度の回収完了を予定している。

注) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものである。

- ・国からの補助金の各年度予算の変動
- ・水資源開発基本計画等、国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価、他の事業主体により実施される水源地対策の進捗状況、その他の他律的な事項
- ・自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予想し難い事項



別表3「用水路等事業」

2. 用水路等事業の進捗計画

1) 中期目標期間中に事業の完了・効果発現を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					進捗計画
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
印旛沼開発施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						ポンプ設備改修工事等を実施し、平成20年度に完了する。
群馬用水施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣						幹線水路及び支線水路の改築工事等を実施する。
香川用水施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						調整池本体工事を実施し、平成20年度に完了する。
福岡導水	厚生労働大臣						事業実施計画の認可を受け、事業に着手する。

2) 事業の進捗を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					進捗計画
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
豊川用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						幹線水路および支線水路等の改築工事の進捗を図る。
両筑平野用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						幹支線水路等の改築工事の進捗を図る。

注) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものである。

- ・国からの補助金の各年度予算の変動
- ・水資源開発基本計画等、国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価、他の事業主体により実施される水源地対策の進捗状況、その他の他律的な事項
- ・自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予想し難い事項

別表4「予算（人件費の見積もりを含む）」

平成20事業年度予算		(単位：百万円)	
収入		支出	
区分	金額	区分	金額
政府交付金	42,999	業務経費	81,977
その他の国庫補助金	18,023	建設事業関係経費	51,439
財政融資資金借入金	11,500	管理業務関係経費	29,891
水資源債券	9,000	その他業務経費	648
業務収入	173,663	施設整備費	179
受託収入	1,080	受託経費	856
業務外収入	622	借入金等償還	125,892
		支払利息	27,811
		一般管理費	2,714
		人件費	18,019
		業務外経費	7,129
合計	256,887	合計	264,576

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。  
 災害対策等緊急事業推進費(滝沢ダム)は、建設事業関係経費合算。

別表5「収支計画」

平成20事業年度収支計画

(単位：百万円)

	区 別	金 額
費用の部	経常費用	141,011
	管理業務費	35,583
	受託業務費	818
	建設事業費	652
	一般管理費	3,452
	減価償却費	75,225
	財務費用	25,281
収益の部	経常収益	146,092
	受託収入	1,030
	補助金等収益	34,689
	資産見返補助金等戻入	75,225
	建設仮勘定見返補助金等戻入	652
	財務収益	34,496
純利益		5,080
前中期目標期間繰越積立金取崩額		3,683
総利益		8,763

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

建設事業費及び建設仮勘定見返補助金等戻入の計上は、印旛沼開発施設緊急改築事業の完了等に伴う費用化及びこれに伴う建設仮勘定見返補助金等の収益化によるものである。

## 別紙6「資金計画」

## 平成20事業年度 資金計画

(単位：百万円)

	区 別	金 額
資 金 支 出	業務活動による支出	138,383
	建設費支出	51,439
	管理業務支出	29,891
	受託業務支出	856
	人件費支出	18,019
	その他の業務支出	38,178
	投資活動による支出	179
	有形固定資産等の取得による支出	179
	財務活動による支出	125,889
	借入金の返済による支出	73,019
	債券の償還による支出	52,870
	翌年度への繰越金	18,659
	資 金 収 入	業務活動による収入
政府交付金収入		42,999
国庫補助金収入		18,023
受益者負担金収入		139,212
受託業務収入		1,080
その他の収入		34,947
投資活動による収入		0
施設整備費補助金による収入		0
財務活動による収入		20,500
借入れによる収入		11,500
債券の発行による収入		9,000
前期よりの繰越金		26,349

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別表7「施設・整備に関する計画」

内 容	予定(百万円)	財 源
宿舎等更新	32	独立行政法人水資源機構法31条に基づく積立金等
試験研究機器更新	40	
情報機器更新等	107	